

事務連絡

令和3年5月28日

都立学校長 殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長  
教育庁指導部全国高等学校総合文化祭担当課長

緊急事態宣言の再延長に伴う部活動の実施について

日頃から部活動の推進に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

緊急事態宣言の再延長に伴うに都立学校の対応については、令和3年5月28日付3教総総第538号により示したところですが、部活動の実施に関して、全ての部活動が中止であることを踏まえ、人流を抑制する観点から、下記のとおり周知徹底をお願いいたします。

記

1 部活動の実施における基本的な考え方

- (1) 原則、部活動は中止とする。ただし、校長の責任の下、全国高等学校体育連盟、全国高等学校文化連盟、関東高等学校体育連盟、東京都高等学校体育連盟、東京都高等学校文化連盟、東京都高等学校野球連盟が主催する大会等<sup>※</sup>への出場及び練習は可とする。
- (2) (1)の大会等において、全国大会、関東大会につながる場合のみ大会参加に伴う、都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。
- (3) (1)の大会等において、全国大会、関東大会につながらない大会参加に伴う練習においては、平日のみ認める。  
※ 出場可能な大会等については、別紙「緊急事態宣言下における部活動の実施に関するQ&A【令和3年5月28日改訂版】」を参照
- (4) 緊急事態宣言下であることを踏まえ、1(1)～(3)において、大会出場及び大会等参加に伴う練習等については、その必要性について十分検討し、真に必要と判断した場合のみ、感染症対策を徹底した上で実施する。
- (5) 部活動を実施する場合には、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づき、感染症対策を十分に講じて、生徒の安全を最優先にする。また、必要最低限の活動日数にするとともに活動時間については、長くとも平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (6) 大会参加に伴う練習を行う際は、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最低限の人数とする。
- (7) オンラインで学習している生徒については、オンライン学習終了後に登校し、部活動に参加するなどして学習時間を確保する。

## 2 部活動の実施に当たっての配慮事項

- (1) 感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声をしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うとともに、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を徹底する。
- (3) 部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

## 3 その他

- (1) 部活動の中止期間中の自宅における運動や練習の内容や方法などに関する計画を作成するなどして、引き続き、生徒が自宅において自主的・自発的、かつ連帯感をもって取り組むことができるよう工夫し、心身の健康を保持・増進するよう指導する。
- (2) 部活動指導員も含め、部活動顧問が、自宅にいる生徒に対してオンラインや書面等による指導を行うことは可能とする。
- (3) 部活動実施の検討に当たり、判断が難しい場合は、担当まで御相談ください。